

## 第3号議案

# 平成27年度事業計画(案)

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

特定非営利活動法人  
京都観光文化を考える会・都草

## 1 基本方針

平成27年度は、都草がこれまでに積み重ねてきた各事業を継続・発展させる。  
さらに会員の活動の場を拡充させるとともに、NPO法人として社会に貢献できる活動を展開していく。  
都草が創立以来培ってきた、“会員同士が尊重しあえる風土”を醸成しつつ、経営基盤の整備と、組織運営の安定化をすすめる。

### 【主な具体案】

- ・ 都草の基本的活動である、美化活動・研究発表・歴史探訪ウォーク・京都御苑歴史研究・ボランティアガイド・京都検定受験対策・出前講座(講義、四方山ばなし)・広報活動などの更なる充実を計る。
- ・ 国、京都府、京都市、京都商工会議所、地域団体などの他機関との連携を強化し、会員の活動の場を創出する機会を増やす。
- ・ 会員の知識の向上や親睦を図るための、古文書講座の開催、文化交流会の企画、日帰りバス研修旅行などを継続して実施する。
- ・ 都草創立10周年を来期に控え、記念誌の編集をはじめ、新たな事業ビジョンを策定する。
- ・ 「双京構想」の市民への啓蒙活動について、勉強会を実施し、会員の皆様のコンセンサスを得た上でシンポジウム等を開催する。
- ・ リニューアルされたHP等で、都草の活動内容を紹介しながら、京都の魅力を発信していく。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係わる事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 延人数	受益対象者の範囲 及び予定人数
美化活動	観光地・社寺・史跡等の美化活動	毎月1～2回	京都府内	90名	会員・一般 約380名
歴史探訪 ウォーク	社寺・史跡等 歴史探訪会	年8回	京都府内	50名	会員・一般 約380名
京都研究・ 調査	都草研究発表会	年10回～12回	ひとまち交流館 京都等	20名	会員・一般 約500名
	京都御苑歴史研究会	年2回～4回	京都府庁	30名	会員・一般200名
	京都御苑歴史散策ツアー	毎週日曜日開催	京都御苑	190名	一般・観光客 800名
歴史・文化 交流	都草文化交流会	年5回	京都府内	40名	会員:100名 大船鉾支援: 観光客等多数
講座の 開催	京都通模擬試験	年1回	ひとまち交流館 京都	35名	会員・一般 120名

研修会	古文書連続講座	年6回	三井ガーデンホテル 京都四条	6名	会員 180名
	ガイド基礎英会話講座	年4回	京都東急ホテル	2名	会員 80名
	研修バス旅行 他	年1回	和歌山県	2名	会員・一般 50名
京都案内 受託事業	京都府庁案内 (旧本館・旧議場)	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	府庁事務所	40名	一般 15,000名
	みやこめっせ 総合案内	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 特定曜日	みやこめっせ	18名	一般・観光客 多数
	JTBまち歩き	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	京都市内	200名	一般・観光客 800名
	まちなか案内所 ウォーキングツアー	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 特定曜日	京都市内	60名	一般・観光客 300名
	井筒八ッ橋まちなか案内	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	井筒八ッ橋 まちなか案内所	190名	一般・観光客 多数
	三井ガーデンホテル 京都四条案内所	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	三井ガーデンホテル 京都四条	6名	観光客 多数
	京都東急ホテル サンデーウォーク	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	京都市内	48名	一般・観光客 300名
	京都駅観光案内	11月中旬	JR京都駅	30名	一般・観光客 多数
	京都新聞文化センター 京都検定1級対策講座	年3回	京都市内・東京都内	15名	会員・一般 400名
	ヤサカ自動車 京都検定対策講座	平成27年6月1日～ 平成27年10月31日	京都市内	15名	一般 400名
	池坊学園 京都学講座	平成27年8月1日～ 平成27年8月31日	池坊学園	15名	一般 300名
	【おでかけ講座】 京の四方山ばなし 京の夜がたり もっともっと京都	年20回	京都市内	40名	観光客 300名
	その他の ボランティアガイド	不定期	京都市内	約50名	一般 500名
その他	創立10周年記念事業	不定期	京都市内	6名	会員370名

## (2)その他の事業 無し

### 【役員の報酬およびアドバイザー委託に関するご報告】

#### 1. 平成27年4月1日より、役員報酬を下記のとおり支払います。

理事長	10,000／月
副理事長	5,000／月
専務理事	3,000／月

※定款第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる

#### 2. 平成27年4月1日付で下記アドバイザーの就任をお願いしました。

法規関連アドバイザー

山崎 右誉(よしたか)氏 (司法書士行政書士 山崎事務所)

以上ご報告申し上げます。